

児童厚生一級指導員の申請

申請の種類

- ① 通常申請……………「児童厚生二級指導員」資格をすでに取得している方の申請をいいます。
- ② 飛び級申請……………「児童厚生二級指導員」資格を取得していない場合であっても、それに必要な認定要件を満たしている場合は、「児童厚生一級指導員」資格を1回で申請することができます。これを「飛び級」といいます。

必要書類

1 「児童厚生一級指導員」申請書（様式2）

所定の申請書様式（P36）に必要事項を記入します。

☞ 育成財団ホームページから同様式をダウンロードすることができます。

2 証明書類

- ・「中堅児童厚生員等研修会」修了証（写し） ☞ 有効期限をご確認ください。
- ・認定試験合格通知（写し）
- ☞ 「飛び級」で申請する場合は、基礎研修の理論科目（必修9科目）と実技科目（必修3科目、選択必修1科目の合計4科目）の履修を証明する書類（写し）が必要となります。
- ☞ 修了証や合格通知は大切に保管してください。
紛失等による再発行は、手数料1,000円を申し受けます。（様式6：P40）

3 郵便振替受領証等の写し

下記費用を納付した証明（写し）を申請書に添付してください。なお、郵便局での受領証や銀行ATM振込控をもって領収書にかえさせていただきます。インターネットバンキングの場合は振込日を所定欄に記入してください。

— 資格取得に要する費用 —

個人会員または、申請と同時に個人会員に入会する方、飛び級の方は、費用を納付される前に算出表（P23）をご参照ください。また、郵便振替での納付方法については、P18を参照してください。

① 通常申請の場合（「児童厚生二級指導員」資格をすでに取得している方）

Ⓐ 申請料	2,000円	
Ⓑ 登録料	4,000円	☞ 育成財団個人会員は2,000円に減免されます。

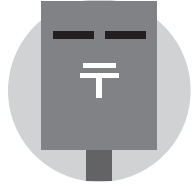
② 飛び級申請の場合

Ⓐ 申請料	2,000円	☞ 前級の申請料は免除されます。
Ⓑ 登録料	7,000円	☞ 育成財団個人会員は5,000円に減免されます。

※個人会員制度についてはP42を参照してください。

申請先

裏表紙にある資格認定委員会事務局



登録・認定の手順

- ① 認定要件や必要書類の不備等の略式審査、費用受領確認を経てデータ登録します。
- ② 「児童厚生一級指導員」の認定証および認定カードを発行し申請者に送付します。



郵便振替での納付方法

〔用紙〕 専用紙または郵便局備え付け用紙をご使用ください。

〔記入方法〕 下記記入例を参考にしてください。

郵便局の受領印が押された控えをコピーして申請書の所定欄に貼り付けてください。

郵便振替記入例 太枠内を記入してください。郵便局備え付け用紙を使用する場合は口座記号番号、加入者名も記入してください。

払込取扱票

口座記号番号を記入: 00 東京 0 0 1 4 0 - 6 4 6 5 8 9 9

加入者名を記入: 一般財団法人児童健全育成推進財団研修口

申請する事項を記入: 認定児童厚生員資格 (1級)
個人会員 (入会済み、入会希望、希望無し)

必ず都道府県から記入: 東京都渋谷区渋谷 2-▲-■ ○○マンション△△号

育成 太郎 様

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号を記入: 0 0 1 4 0 - 6 4 6 5 8 9 9

加入者名を記入: 一般財団法人児童健全育成推進財団研修口

金額: 150-0002

ご依頼人: 東京都渋谷区渋谷 2-▲-■ ○○マンション△△号

育成 太郎 様

銀行振込での納付方法

ゆうちょ銀行 ○一九(ゼロイチキュウ)店 当座 0465899

口座名義: 一般財団法人児童健全育成推進財団